

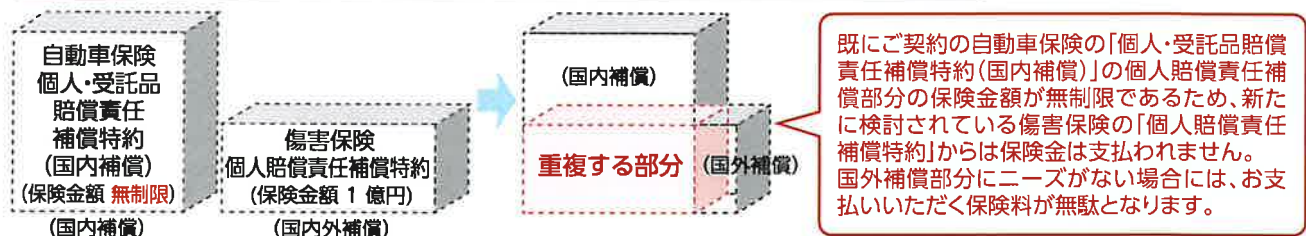
補償の重複に関する ご確認のお願い **重要**

お客さままたはそのご家族が、複数の保険にご加入されている場合には、同一または類似の補償(特約)が重複する場合があります。補償が重複した状態で事故が発生した場合、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約から保険金が支払われた結果、他のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額を必ずご確認のうえ、補償(特約)の可否をご検討ください。

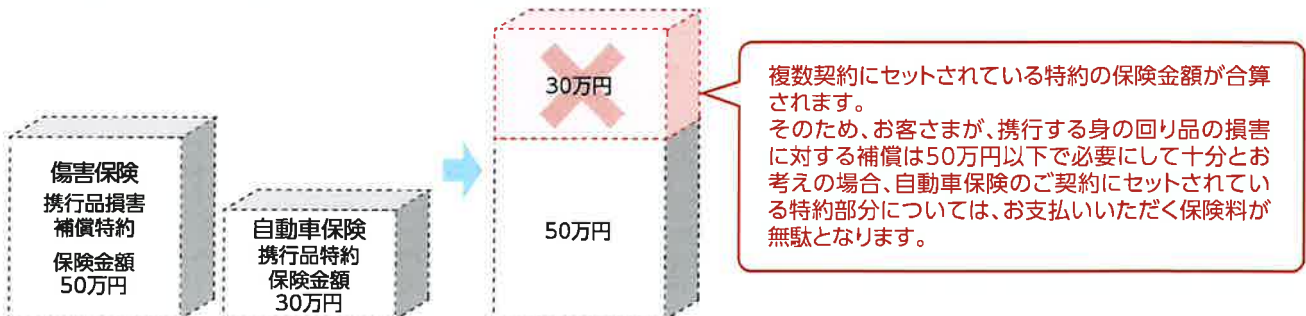
※弊社でご契約いただいている保険契約だけでなく、他社でご契約されている保険契約についても補償が重複する場合があります。ご検討にあたっては他社の保険契約についてもご注意ください。

補償の重複が発生する具体例 と 保険金お支払いの有無

1 既にご契約の自動車保険の「個人・受託品賠償責任補償特約(国内補償)」と、新たに検討されている傷害保険の「個人賠償責任補償特約」が重複するケース



2 既にご契約の傷害保険の「携行品損害補償特約」と、新たに検討されている自動車保険の「携行品特約」が重複するケース



補償の重複の解消

補償の重複は、重複している補償を削除する(もしくは補償範囲を縮小する)等の対応を行うことで、解消することができます。

上記 1 の例では、傷害保険の個人賠償責任補償特約を、2 の例では、自動車保険の携行品特約を、それぞれセットせずにご契約いただくことで、補償の重複を避けることができます。

(なお、1 の例で、国外の補償にお客さまのニーズがあり、補償の重複する部分についてお客さまがご理解いただいている場合は、傷害保険に「個人賠償責任補償特約」をセットしてご契約いただくことも可能です。また、2 の例で、お客さまが、80万円まで補償が必要とお考えの場合、自動車保険に「携行品特約」をセットしてご契約いただくことも可能です。)

ご注意ください

1 補償の重複を避けるために補償を1つにした後、下記のようなことが発生しますと、補償自体が全くなってしまう場合があります。ご注意ください。

▶ お車を売却して、ご契約の自動車保険契約自体がなくなった。

2 ご家族が補償の対象となっている場合には、下記のようなご家族の状況の変化により補償の対象が変わることがあります。ご注意ください。

▶ 父親の自動車保険にセットしている個人・受託品賠償責任補償特約(国内補償)で、同居の家族が補償の対象となっていたが、娘が結婚を機に別居したことで、娘の補償だけなくなった。

重複する可能性がある主な補償(特約)

自動車保険

今回検討しているご契約の補償	既にご加入いただいている契約で、重複が生じる可能性のある補償(特約)の例
個人・受託品賠償責任補償特約(国内補償)	個人賠償責任補償部分:個人・受託品賠償責任補償特約(国内補償)【火災保険】/ 個人賠償責任補償特約【傷害保険】 受託品賠償責任補償部分:個人・受託品賠償責任補償特約(国内補償)【火災保険】/ 受託品賠償責任補償特約【傷害保険】
人身傷害保険(注)	2台目以降の人身傷害保険【自動車保険】
弁護士費用等特約(被害事故)	弁護士費用等補償特約【火災保険】
携行品特約	持ち出し家財補償特約【火災保険】/携行品損害補償特約【傷害保険】/ 生活用動産補償特約【傷害保険】
ファミリーバイク賠償責任特約	2台目以降のファミリーバイク賠償責任特約【自動車保険】

(注)「人身傷害の被保険自動車搭乗中限定特約」をセットいただくことで、補償範囲を「ご契約のお車に乗車中の事故」等に限定することができます。

火災保険

今回検討しているご契約の補償	既にご加入いただいている契約で、重複が生じる可能性のある補償(特約)の例
個人・受託品賠償責任補償特約(国内補償)	個人賠償責任補償部分:個人・受託品賠償責任補償特約(国内補償)【自動車保険】/ 個人賠償責任補償特約【傷害保険】 受託品賠償責任補償部分:個人・受託品賠償責任補償特約(国内補償)【自動車保険】/ 受託品賠償責任補償特約【傷害保険】
類焼損害補償特約	(建物と家財を分けて2契約する場合)類焼損害補償特約【火災保険】
借家人賠償責任・修理費用補償特約	借家人賠償責任補償特約【傷害保険】
持ち出し家財補償特約	携行品特約【自動車保険】/携行品損害補償特約【傷害保険】/生活用動産補償特約【傷害保険】
弁護士費用等補償特約	弁護士費用等特約(被害事故)【自動車保険】

医療保険

今回検討しているご契約の補償	既にご加入いただいている契約で、重複が生じる可能性のある補償(特約)の例
葬祭費用補償特約	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約 (※葬祭費用保険金部分のみ重複)【傷害保険】

傷害保険

今回検討しているご契約の補償	既にご加入いただいている契約で、重複が生じる可能性のある補償(特約)の例
個人賠償責任補償特約	個人・受託品賠償責任補償特約(国内補償)(個人賠償責任補償部分)【自動車保険】/ 個人・受託品賠償責任補償特約(国内補償)(個人賠償責任補償部分)【火災保険】
借家人賠償責任補償特約	借家人賠償責任・修理費用補償特約【火災保険】
携行品損害補償特約 生活用動産補償特約	携行品特約【自動車保険】/持ち出し家財補償特約【火災保険】
受託品賠償責任補償特約 レンタル用品賠償責任補償特約	個人・受託品賠償責任補償特約(国内補償)(受託品賠償責任補償部分)【自動車保険】/ 個人・受託品賠償責任補償特約(国内補償)(受託品賠償責任補償部分)【火災保険】
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、 通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約	葬祭費用補償特約【医療保険】

- このチラシは補償の重複の概要を説明したものです。各保険商品の詳細については、各保険商品のパンフレットをご覧ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。
また、各保険商品へのご加入に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」、「注意喚起情報」等)を、事前に必ずお読みください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

お問い合わせ・お申し込みは

〒672-8094 姫路市飾磨区鯉谷町5-1

有限会社 三宅保険事務所

TEL 0120-383-672 FAX 079-230-1656



<https://www.aig.co.jp/sonpo>